

『聖書 新共同訳』 アラム語部分の翻訳批評 (1)

守屋 彰 夫

プロテスタントとカトリック両陣営の協力による『聖書 新共同訳』の刊行(1987年9月5日)から既に5年が経過した。その間、この翻訳に関する紹介、解説、批評など多数の見解が発表されてきた¹⁾。しかしこれまでのところ、旧約のアラム語部分に関しては未だまとまった批判がなされていないようなので、新共同訳の将来の改訳に資することを願いつつ、以下に翻訳問題を中心に検討を加え、又、いくつかの新たな提案を行いたい。

旧約聖書中のアラム語で書かれた箇所は、創世記31章47節aβ、エレミヤ書10章11節、エズラ記4章8節-6章18節、7章12-26節、ダニエル書2章4節b-7章28節で、量的には極めて少ない。しかし、今世紀初頭以来のアラム語文書の発見により、アラム語が紀元前一千年紀に果たした重要な役割の全体像が明らかになりつつある折、十分検討するに価する箇所と言えよう²⁾。翻訳批評の方法としては極めて単純に、原文と日本語文との比較により、正確さに主眼を置いた。したがって文体の問題には余り考慮が払われていない³⁾。一部、文語訳、口語訳との比較を行なったところもある。

先ず創31:47 aβ。47節全体の訳は、

“ラバンはそれをエガル・サハドタと呼び、ヤコブはガルエドと呼んだ。”

このうち、音訳された“エガル・サハドタ”だけがアラム語。ヤコブが築いた石塚に、何故ラバンとヤコブが異なる名称をつけたかは、音訳だけでは判然としないだろう。アラム人ラバンがアラム語で、ヘブル人ヤコブがヘブル語で命名、両者ともそれぞれの言語で「証拠の石塚」の意味。欄外に注記

が必要な箇所と言えよう。*Revised Standard Version* (以下 RSV), *Tanakh* (The New JPS Translation) などの伝統的手法が参考になろう。日本語訳でも既にフランシスコ会聖書研究所訳『創世紀』(1958年)に、本文校訂の問題も含めた詳しい欄外注が試みられているが、新共同訳では、最小限の注記で十分であろう。

次に エレ 10: 11。

“このように彼らに言え。

天と地を造らなかつた神々は
地の上、天の下から滅び去る、と。”

私訳は

〈君たちは彼らにこのように言え。

「天と地とを造らなかつた神々は
地から、この天の下から滅び去れ」と。〉

この一節だけがアラム語で、内容も全体の流れを乱しており後代の加筆と考えられる。もしそうだとすれば、この節は、10節と組にせず前後の10節と12節から孤立させるべきだろう。“言え”の主語は「君たちは」。この種的主語を出来るだけ省略するのが、新共同訳の文体的特徴と言えようが、5節やこの節で突然二人称に交替する時、むしろ主語を明示した方がわかりやすい。“地の上”は次の“天の下”と呼応させるための工夫だろうが不正確。むしろ〈地から〉と直訳で十分。この“地” *'rq'* (規定態) に対応するヘブル語 (*h)*'*rs* が前後の10, 12節では“大地”と訳され、13節で再び“地”に戻る。しかし22節では“国”と訳される。これらの箇所訳語を頻繁に交替させる必然性は感じられない。“天”(原文は複数)には指示代名詞「こ(れら)の」が脱落。“滅び去る”は何か予言のように響くが、願望の込められた表現法 (*jussive*) であるから、「滅び去れ」「消え失せよ」(岩波文庫関根訳『エレミヤ書』)の方がニュアンスがよく伝わる。

次にエズラ記のアラム語部分（エズ 4: 8-6: 18, 7: 12-26）に移るヘブル語からアラム語への移行句“その文書はアラム文字で記され、アラム語に訳されていた。”（エズ 4: 7b〔ヘブル語〕）に続いて8節からの地の文も引用された書簡も6: 18まですべてアラム語に交替していく。なお、7: 12-26のアラム語部分は純粹に書簡の引用でその前後の地の文はヘブル語になっている。7節bには積義上複雑な問題が内包されているが、ここでは必要最小限の言及にとどめる。“アラム文字”は通常「古ヘブル文字」との区別で言われていると解釈されているが、“アラム語に訳されていた”の文言は解釈が分かれる。この二番目の *rmyt* “アラム語”はダニ 2: 4 とともに欄外注の可能性があり、その場合は *mtrgm* “訳されていた”と切り離して「以下アラム語」となる。この後者の場合には何語から何語へ、新共同訳の場合には何語からアラム語へかが問題になる。この新共同訳の場合、すぐ後の4: 18の解釈（後述）とも密接に関係しているが、いずれにしてもペルシア帝国時代の公文書の交換の具体的考察が必要なことだけを指摘しておきたい⁴⁾。

アラム語部分に引用された書簡類は、

- 4: 11-16 アルタクセルクセス王への書簡
- 17-22 アルタクセルクセス王からの返書
- 5: 7-17 ダレイオス王への書簡
- 6: 3-5 キュロス王の勅令の覚書
- 6-12 ダレイオス王からの返書
- 7: 12-26 アルタクセルクセス王からの親書

であるが、先にも述べたように地の文もアラム語で書かれている。6章の引用を除くと、いずれも *pršgn* “写し”であると明記されている(4: 11, 23; 5: 6; 7: 11)。ペルシア帝国西半ではアラム語が公用語であり引用された書簡類は公文書の写しの性格を賦与されている⁵⁾。それらは、名宛人、発信人、挨拶、本文と当時の書簡形式に則った本文を省略せずに引用されており⁶⁾、旧約のほかの箇所での書簡の部分的引用の仕方と著しく対照的である（サム下 11: 15, 王下 5: 6, 同 10: 2-3. 6, 同 19: 10-13, イザ 37: 10-13, エレ 29: 4-23.

25-28 等を参照)。以下、順を追って訳文を検討する。

エズ 4: 8

“……エルサレムについてこのような書簡を書き送った。”

主語は7節とは異なる人物。^l*yrywšlm* “エルサレムについて” はこれも可能だが書簡の内容から口語訳のように「エルサレムを訴えて」でもよい。“書き送った” は7節（ヘブル語）でも送ったと訳しているが、この意味なら *šlh*。したがって4:11の“書き送った” はよいがこの *ktb* は口語訳のように「書いた」「したためた」の方がよい。*knm'* “このような” はエズ 5: 4. 9. 11 でいずれも以下に引用文がくる。大差はないが、口語訳の「次のような」で十分。

エズ 4: 9-10

“「……と共に、……。」”

この2節は発信人のリスト。各発信人の訳語の適否には触れない。この発信人のリストは恐らく、書簡内あるいは書簡外の発信人リストを書き写したものと考えられるので、この2節を新共同訳が「 」に入れたのは首肯できる。但し、“と共に” は原文になく余計だし、節の終りを“……”としたのは原文欠損でない以上、不必要。

エズ 4: 11

“「アルタクセルクセス王に、ユーフラテス西方の臣下一同より御報告します。」”

これは当時の書簡形式に則った名宛人、発信人欄で、マソラの句読法を採用しなかったのは正しいが、終りの“より御報告します” は原文にない付加。名宛人であろうと発信人であろうと常に上位者が先に来る。^l「……に」は表記されているが、*mn* 「……より」の前置詞がない形式は *HL* 3: 1 にも見られる。^l の代りに ^l が使われているケースは *AP* だけに限っても多数の例が見

出される (AP 30: 1, 31: 1, 37: 1, 39: 1, 70: 1)。発信人部分は忠実に訳すと〈あなたの臣下, ユーフラテス西州の人民(より)〉となろう。“ユーフラテス西方”と訳された *br-nhrh* (エズラ記に 13 回登場) は地域名ではなく, ペルシア帝国時代の行政単位だから, 固有名詞とわかるような訳語を当てるべきだろう。私訳のほかに, 「川向こう州」も考えられよう。翻訳の問題ではないが, 王宛の書簡で発信人の後に挨拶がないのは異例。エズ 4: 17 “平和”, エズ 5: 7 “大いなる平和” を見よ。

11 節末にある *wk^ont* やその他の箇所で見られる *k^on* 「さて」はすべての場合に訳す必要はないが, 本文への移行, 新しい話題への移行の際にはむしろ訳した方がよいのではないだろうか。発信人欄から本文へ移行するここではエズ 4: 18 と同じように敢えて訳すよう提案したい⁷⁾。

エズ 4: 12

“……ご存じでしょうか。”

ydy^o lhw' l という表現は, このほかエズ 4: 13, 5: 8; ダニ 3: 18 でも使用されているが新共同訳ではいずれも異なるニュアンスが与えられている。この疑問文の訳も, 13 節の “ご存じでしょうか” も適切な訳とは言えない。エズ 5: 8 の “早速” は余計だが, “王に知っていただきたいことがございます” やダニ 3: 18 “御承知ください” (但し “王よ” という呼びかけが脱落) が願望を含んだ訳として受容できよう⁸⁾。

エズ 4: 13

“……王に次々と損害を与えることになるに相違ありません。”

“次々と” と訳された *'ptm* やヘブライ語に影響された *mlkym* (「王」の複数形) を含み, 解釈が分かれる。*'ptm* を副詞ととるなら, アッカド語, ないし古ペルシア語の借用語として「確実に」ないし「遂には」が適当であろう。口語訳の「収入」の支持者がいない訳ではない⁹⁾。新共同訳は *BHS* の提案を受け入れたものか, *mlkym* を *pluralis majestatis* ととったものであろう。

エズ 4: 14

“……事情をお知らせいたします。”

この訳の前の *šlhn'* が脱落。口語訳のように「人をつかわして」のほかに「書面にて」あるいは単に「ここに」も可能だろう。

エズ 4: 18

“……わたしの前で翻訳され、読み上げられた。”

“わたしの前で”は“読み上げられた”にかかる副詞句だから、その直前に移すべき。“翻訳され”と訳された語 *mprš* はネヘ 8:8 にも出てくるが解釈が分かれる語。新共同訳は、“アラム語に訳されていた” *mtrgm 'rmyt* (エズ 4:7) 書簡が届けられ、王の眼前でアラム語からペルシア語に *mprš* “翻訳され”たとの理解を前提にしていると言えよう。事実としての翻訳の過程は恐らくそれに近いものであったろうが、*mprš* の語義からすれば、Authorized King James Version (以下 *KJV*) 以来の “plainly” が適切で、この意味解釈から “翻訳” にしてしまうか、*verbatim, word by word* と語義に忠実にあり続けるか、見解が分かれるところであろう。テキストが多少毀れているが、エレファンティンで発見されたパピルス文書の証言に基づき、後者を支持しておきたい¹⁰⁾。つまり、ペルシア語への翻訳は当然前提されているが、書簡が要約された形ではなく、一語一語全部読み上げられた、との意味に理解したい¹¹⁾。

エズ 4: 23

“このアルタクセルクセス王の公文書の写しは、レフム、書記官シムシャイおよびその仲間の前で朗読された。彼らはエルサレムにいるユダの人々のもとに急いで行き、強引に武力で工事を中止させた。”

この節は、2つの独立した文に訳されているが、前半は *mn dy* に導かれる従属節で、後半が主節。従って「朗読された時」「朗読されるや否や」と続けて、1つの文にした方が正確。

エズ 4: 24a [部分]

“エルサレムの神殿”

全体の流れとしては、レフムやシムシャイがアルタクセルクセス王に告訴した内容は、都の再建の阻止であった（エズ 4: 8-22）。ここで再び流れは、神殿再建の問題へ戻る（エズ 4: 5）。ところで“神殿”と訳された語 *byt 'lh'* は字義通りには「神の家」。エルサレム神殿への言及はエズラ記アラム語部分ではこの *byt 'lh'* を基本とする（18回）。この *'lh* に人称接尾辞のついたものが4回（7: 16, 17, 19, 20）, *'lh* に属格 *šmy'* が続くものが1回（7: 23）, ほかに *byt'/h dnh* 「この家 [=神殿]」という言い方が各2回（5: 3, 9; 5: 12, 6: 15）, *byt'* [規定態] だけによる言及が2回（5: 11, 6: 3）。*byt* を用いず、古代オリエントの文化語 *hykl* （「大きな家」）でエルサレム神殿へ言及する表現 *hykl' dy byrwšlm* （「エルサレムにある神殿」）が4回（エズ 5: 14, 15, 6: 5, 5）, いずれの箇所も同一節内に *byt 'lh'* が現れる。新共同訳は *byt* も *hykl* もすべて区別なく“神殿”の訳語を与えているので、この原語の違いは訳文に現れない¹²⁾。しかし *hykl* の使用はたった4回だけだから、アラム語部分に限定するなら大して大きな問題ではないのかも知れない。ところがエズラ記のヘブル語部分まで含めると、エルサレム神殿への言及はイスラエルの神名 *yhwh* を用いた代表的表現 *byt yhwh* や *hykl yhwh* をも加えて変化に富んだものとなっている。それにも拘らず、先に *byt* と *hykl* の違いを訳出しなかったことに加え、今度は固有名詞 *yhwh* と普通名詞 (*h*)*'lhym* （「神」）との違いも無視されることになってしまった。後者に関しては創世記などで、「主」と「神」とに訳し分けている以上、ここでも訳し分ける工夫が必要なのではないだろうか。つまり原語で基本的には5つの表現 (*byt*, *byt yhwh*, *byt h'lhym/'lh'*, *hykl'*, *hykl yhwh*) がすべて“神殿”の一語に統一されてしまったことになる¹³⁾。確かに *byt* と *hykl* の意味領域の峻別は困難であるし、それらを受容言語である日本語に移した時の“神殿”や“聖所”（新共同訳）, 「宮」（口語訳）という言葉も伝統的な日本の宗教と密接に結びついており、事は簡単ではない。但し日本語の「神殿」の意味はともかく「エルサレム神殿」という呼称

は広く受け容れられており、ヘブル語の *byt* も一般的呼称であるから、「神殿」を基本的訳語とすることには賛成したい。但し、先述した「神」と「主」との訳し分けを考慮するならば、*byt yhw* は“主の神殿”で一貫させるべきだろう¹⁴⁾。*hykl* は神殿全体を一般的に指す場合、“神殿”もやむを得ない。従ってエズ 4:1 の“聖所”は賛成できない。但し *hykl* は神殿内部の構造に関して使われる場合、訳語の選定が問題になる。例えばダニ 5:3 で *hykl' dy byt 'lh' dy byršlm* を単に“エルサレムの神殿”と訳すのは杜撰な感じがする。文語訳の「エルサレムなる神の宮の内院」は何とか原語のニュアンスを伝えようとしているといえよう。このような、神殿の内部構造を指す *hykl* の用例は王上 6: 3. 5. 17. 33, 7: 21. 50 で“外陣”の訳語が与えられている。

エズ 5: 1

“預言者ハガイとイドの子ゼカリヤが、ユダとエルサレムにいるユダの人々に向かってその保護者であるイスラエルの神の名によって預言したので、”

文語訳も、口語訳も“ゼカリヤ”の後へ「の二人の預言者」を入れて原語にある *nby'y'* (pl. emph.) を保っているが、新共同訳では削除されている。「ハガイ」には父名がなく、ハガイ書での *hgy hnby'* (ヘブル語) がここでアラム語で踏襲されているのであって、このハガイとゼカリヤが預言者であることを明示する語を削除する理由はない。“その保護者である”は前置詞句 *'lyhwn* の訳。この前置詞句がどこにかかるかは原文では明確ではない。新共同訳も口語訳も“ユダの人々”にかかる理解に基づいているが、それならばむしろ、口語訳のように「彼らの上にあります」の方が前置詞句の訳としては適切ではないだろうか。1節は完結し、2節は *b'dyn* 「その時」(口語訳は「そこで」と訳出) で始まっているので、1節末の“……ので”は不要。前述したエズ 4: 23 とは逆のケースだが、いずれにしても、原文の構文をもっと尊重すべきだろう。

エズ 5: 2b

“神の預言者たちも彼らと共にいて、助けてくれた。”

文語訳以来、*ms^cdyn* には一貫して「助ける」の訳語が与えられているが、神の預言者たちが行なったのは、物理的援助ではなく、建築を鼓舞する精神的支援。これに適しい訳語に切り替える時期ではないだろうか。

エズ 5: 3

“そのときには、ユーフラテス西方の総督タテナイとシェタル・ボゼナイ、およびその仲間たちが彼らのもとに来て言った。「この神殿を建て、その飾りつけを完成せよ、と誰がお前たちに命令したのか。」

冒頭の *bh zmn'* は「そのとき」で十分。“ユーフラテス西方”は前述したように行政単位で *pht* はその最高責任者。どういう訳かここだけ“総督”の訳語が与えられ、エズ 5: 6, 6: 6. 7. 13 では“長官”となっており、統一が必要。“タテナイとシェタル・ボゼナイ”の“と”は、日本語では二人とも“総督”を意味する恐れがある。「と」と「および」は二つの接続詞の直訳としては正しいかも知れないが、工夫が必要な箇所。「来た」という動詞は単数形だが、三者を主語と取るなら、〈総督タテナイ、更にシェタル・ボゼナイ、および彼らの仲間たちとが〉と訳出すると、多少とも三者の一体感が出るように思われる。なお、この節の終りの“その飾りつけを完成(する)”と訳された (*w*) *'šrn' dnh lšklh* (エズ 5: 3. 9), そのうち特に *'šrn'* に関しては古代語訳(口語訳「城壁」を参照)から解放されて、エジプト出土のパピルス証言 (*AP* 26: 5. 9. 21, 27: 18, 30: 11, *BMAP* 3: 23a, *Segal* 26: 8. 10) に基づいて理解しようとした新共同訳は評価されるべきだろう。但し文脈から“飾りつけを完成”するような神殿建築の最終段階を想定すべきかは疑問。また同一の句を“完成”(3節)と“仕上げ”(9節)と訳出する意味があろうか。

エズ 5: 5aα [部分]

“ユダの長老たち”

原語では地名としての“ユダ” *yhwd* と人々を指す *yhwdy'* (pl. emph.) の両形があるが、新共同訳では両語が混同されている。後者に対しては“ユダの者ら” (エズ 4: 12), “ユダの人々” (エズ 4: 23, 5: 1) の訳語が与えられているので、ここの 5: 5 (ほかに 6: 7. 8. 14) は“ユダ”ではなく、“ユダの人々”が適当であろう。口語訳の“ユダヤ人”も悪くない。

エズ 5: 7a-b α

“すなわち彼らが王に送った報告書にはこのように書かれていた。”

直前のエズ 5: 6 が新共同訳の通り、文章として完結していない。その 6 節と 7 節をどのように連結して訳文として通りのよいものにするかが、ここでの課題と言えよう。勿論、6 節と 7 節とを独立したものとして、関連づけずに理解する方法 (KJV, RSV など) も可能。口語訳は 6 節末に「は次のとおりである。」を、又、7 節冒頭には「すなわち」を付加して両節の連結を図っている。新共同訳は 6 節には手を加えず、7 節冒頭に「すなわち」を付加して両節を関係づけたものと言えよう。当該節は、文語訳から口語訳に引き継がれた訳がここでもほぼ繰り返されているが、原語を逐語訳すると、〈彼らは彼に報告書を送った。そこにはこのように書かれていた。〉となる。新共同訳は、口語訳をわずかばかり手直ししたものだが、6 節から 7 節への構文理解は、原語からそれ程離れず、口語訳より改良された点は評価されよう。

エズ 5: 7b β

“ダレイオス王へ、大いなる平和をお祈り申し上げます。”

ここから“報告書”の引用となる。名宛人のみで発信人は 6 節の地の文へ移されたものと考えられよう。発信人の元来の位置は“ダレイオス王へ”の次で、挨拶の前。この挨拶も、字義通りには「全き平和を」のみで“お祈り申し上げます”はない。王への挨拶としては異例に短かく、引用に際して簡略化されたものとみてよいだろう。

エズ 5: 8a の後半

“わたしどもがユダの州に赴き、大いなる神の神殿に来てみますと”

“赴き”と“来てみます”と二つの動詞に分けて訳されているが、原文では動詞は一つ。逐語訳を試みると、〈わたしたちはユダの州へ、大いなる神の神殿へ行きました。〉となる。これも口語訳の安易な手直しの例と言えよう。ここは手紙の写しであり、発信人の場所が特定できない以上、「行く」と「来る」は原文に忠実に訳すべきであろう。

エズ 5: 8b

“工事は熱心に進められ、彼らの手によって完成は間近に迫っておりました。”

“工事”には指示代名詞「その」がつく。“熱心に”と訳された '*sprn*' は古ペルシア語からの借用語で「完全に、正確に、周到に」の意味に理解されている¹⁵⁾。この語はエズラ記だけに7回(5: 8, 6: 8. 12. 13, 7: 17. 21. 26)使用されており、文脈に応じて異なる訳語が与えられている(順に「熱心に」、「正確に」、「命令どおり」、「命令どおり」、「丹念に」、「怠りなく」、「厳しく」)。これらの訳語も比較してみれば明瞭だが、口語訳の手直しの感を拭えないし、何より原意から逸れているのが惜まれる。“完成は間近に迫っておりました。”は口語訳の「彼らの手によって大いにはかどっています。」の方が、*wmšlh bydhm* (逐語訳 〈そしてそれは彼らの手によって〔あって〕順調である。〉)の意味をはるかによく再現している。

エズ 5: 9

“わたしどもはそこでその長老たちに……と尋ねました。”

“そこで”が '*dyn*' の訳とすれば、節の冒頭に移すべきである。原文では〈…尋ねて彼らにこう言いました。〉までが9節aで、9節bに引用文が続く。新共同訳のように「……と尋ねました。」というふうに節全体を枠構造にする場合、引用文が短かければ日本語として許容されるだろうが、原文の構造を変

えてしまっている点、又、*knm' m'rn' lhm* を脱落させている点、問題が多い。ここはむしろ原文に忠実な口語訳に習うべき箇所ではないだろうか。

エズ 5: 14

“……金銀の祭具を、キュロス王はこのバビロンの神殿から取り出し……”

正確には「神殿の金銀の祭具」で *dy byt 'lh'* が脱落。原文は少し異なるがエズ 6: 5 “神殿の金銀の祭具類” は正しい。“このバビロンの神殿” の “この” という指示代名詞はない。

エズ 5: 15

“これらの祭具を携えてエルサレムの神殿に行き、そこに納め、神殿をかつてあった所に再建せよ、と言われた。”

新共同訳は、節と節との区切りを無視し、節と節をつなげて訳す傾向がある。その是非は場合による。14 節冒頭から始まった文がこの 15 節終りの “と言われた” で終わっているが、この長い日本文を読んで、“言われた” の主語は誰で、言われた内容は、どこからどこまでか、と尋ねられたら、恐らく複数の回答が許容されるであろう。このような曖昧さはできうる限り避けるべきである。口語訳も 14 節と 15 節をつなげているが命令文を「 」に入れた分、比較的明解となっている。

エズ 5: 16a

“……エルサレムに来て、その神殿の基礎を据えた。”

逐語訳は〈来て、エルサレムの神殿の基礎を据えた。〉となる。口語訳は忠実な訳と言える。これは新共同訳の文体上の工夫なのだろうか。

エズ 5: 17aa [部分]

“王宮の記録保管所”

すぐ次のエズ 6: 1 でも同じ訳語が使用されているが、*byt gnzy' dy mlk'* は

口語訳の“王の宝庫”が正しい。6: 1 は *byt spry' dy gnzy' mhhtyn tmh bbbl* となっているが、新共同訳の“バビロンにある記録保管所”は原文の *byt spry' bbbl* だけを訳し、中間の *dy gnzy' mhhtyn tmh* を脱落させている。*byt gnzy'* (5: 17) と *byt spry'* (6: 1) の包含関係はともかく、これらを同一に訳す理由はないし、一部脱落も不注意と言えよう。口語訳「バビロンのうちで、古文書をおさめてある書庫」(6: 1) はマソラの *gnzy'* を *spry'* の意味にとっており、やはり不可。もっとも *spry' dy gnzy'* を *gnzy' dy spry'* とする写本もあり、これを採用すれば、口語訳は最後の「書庫」を「宝庫」とすれば、正しい訳となる。

エズ 6: 1

“そこでダレイオス王により命令が出され、バビロンにある記録保管所が調べられ、”

「命令を下す」の動詞 $\sqrt{\text{sym}}$ は p^{al} の能動と受動、及び hitp^{el} の三形態が使われている。このうち、 p^{al} 受動態はこの時代以降に使用されるようになった独特な言い方で、例えばエズ 4: 19 (w) *mny sym f'm* に見られる。逐語訳を示すと〈(そして)私により命令が下された。〉となる。しかし、これは能動を表す慣用表現であり、「私が命令を下した。」で何ら差支えない。エズラ記ではこの表現は 4: 19, 5: 17, 6: 8. 11, 7: 13. 21 で使用されており、5: 17 を除いて能動表現に変えられている。但し 7: 13 “ここにわたしの命令を明記する。”は、必ずしも書式命令と限定されていないのであるから、ほかのところと同様“わたしは命ずる”で十分あり、訳語を変える必然性がない。 hitp^{el} の例はエズ 4: 21 *'d mny f'm' ytsm*, 逐語訳は〈私により命令が下されるまで〉。新共同訳は“改めてわたしが命令を出すまで”となっているが、能動表現の方が日本語として適切ということなら、敢えて異を立てない。さてエズ 6: 1 に戻るとここは *drywš mlk' šm f'm* となっており、 p^{al} 能動表現。この能動表現はほかにエズ 5: 3. 9. 13, 6: 3 で使用されている。ここの逐語訳は〈ダレイオス王は命令を下した。〉となる。つまり、能動表現も受動表現も許

容しておきながら、原語の能動表現を日本語で受動表現に、逆に受動表現を能動表現に変換する根拠が判然としないのである。日本語では能動表現も受動表現も文体上、差異を認めないということだろうか。“記録保管所”という訳の問題点は前述した。“調べられ”は能動表現（3人称複数）で「彼らは調べた」だが、ここは主語を明示しない場合だから、問題はない。

エズ 6: 2a [部分]

“メディア州の都エクバタナ”

“都”と訳された *byrt* はエレファンティン出土のパピルス文書にも頻出するアッカド語からの借用語。「城砦」の意味であり、この時代にエクバタナを“都”、つまり政治的中心都市とするのは、歴史的にも合わない。エクバタナが夏の居城として使用されたことはよく知られているが、政治の中心は依然としてペルセポリスとスサにあった¹⁶⁾。

エズ 6: 3a

“エルサレムの神殿、いけにえをささげる場所として、以前の基礎を保ったまま、神殿は再建されなければならない。”

冒頭の“エルサレムの神殿、”が日本語としても中途半端に浮いている。これを勅令の表題ととる理解は広く受け容れられており、新共同訳もそれに従っているとすれば、〈エルサレムの神殿に関して。〉とした方がすっきりするようになると思われる。“場所として”と副詞的に訳された *tr* に前置詞がないので、見解は分かれるが、対格ととることも可能。その場合には分詞 *dbhyn* の時制を過去に理解し、〈いけにえがささげられていた場所に神殿が再建されるべきである。〉となろう。“以前の基礎を保ったまま”は口語訳のようにマソラの読み替えをせず、又、分詞 *msublyn* も \sqrt{sbl} (「保持する」) から理解されている点が新しい。

エズ 6: 3b

“建物の高さは六十アンマ、間口は六十アンマとする。”

この長さの単位の訳として伝統的に「キュビット」が採用されてきた。今回アラム語を音訳した“アンマ”に切り替えられた点は評価したい。“アンマ”をラテン語経由の、しかも日本人に馴染のない「キュビット」と訳すのは、聖書がヨーロッパ経由で理解された残滓だからである。巻末の付録「度量衡および通貨」によれば、60 アンマは約 27 メートルとわかる。BHS は王上 6: 2 から「その高さは〔30 アンマ、その奥行きは〕60 アンマ、その間口は〔20 アンマ〕と〔 〕内の読み替えを提案している。語注がつけられれば、こういった提案の訳出も可能となろう。

エズ 6: 4a

“切り石の列を三段置き、木材の列を一段置く。”

“列”と訳された *ndbk* はアッカド語からの借用語。これは口語訳の「層」の方が日本語として正しくないだろうか。6: 3b, 4a は建築上の数字を機械的に示しただけで“とする”や“置く”というような動詞はない。“一段”は勿論 *hdt* を *hd* に訂正したもので必要な措置。

エズ 6: 5bβ

“それをその神殿に納めるようにせよ。”

ここまでがキュロス王の勅令。突然二人称単数形が現れるが、誰であるか特定は困難。BHS は *wtht* を *wynht* (*hop^oal impf. 3 m.s.*) に読み替えることを提案。この場合は、「それは神殿に納められるべきである。」となろう。

エズ 6: 6b-7a

“干渉をやめ、その神殿の工事をさせることにせよ。”

“干渉をやめ”と訳された箇所は逐語訳では〈そこから立ち退きなさい〉となり、むしろ 7 節の冒頭の *šbqw* に相応する。6 節 b *rhyqyn hww* と 7 節 a *šbqw* の原語の動詞の意味が適切に再現されていないのではないか。

エズ 6: 7b

“ユダの長官と長老たちは、かつて神殿があった場所にその神殿を再建しなければならない。”

この“ユダ”が「ユダヤ人」の意味であることは既に述べた。この原文は *pht yhwdy' wlsby yhwdy'* となっており、*yhwdy'* 「ユダヤ人」が“長官”と“長老たち”の両方を限定していること、また *sby* 「長老たち」に前置詞 *l* がついており、両者が単純に並列されている訳ではない。原文が多少混乱しているが、構文は“……は……再建しなければならない。”ではなく、むしろ「……に……再建させよ。」であろう¹⁷⁾。前置詞句 *l' trh* を“かつて神殿があった場所に”は冗長。エズ 5: 15 “かつてあった所に”やエズ 6: 5 “元の場所に”で十分であろう。

エズ 6: 8a

“この神殿を建てるために、あなたたちがそのユダの長老たちを援助することを、わたしは命ずる。”

この訳は (*w*)*mny sym f'm lm' dy* の *lm'* を無視したもの。エズ 6: 11 や 7: 13 のように *f'm dy* と続いていれば、*dy* 以下が命令の内容となる。しかしここでは *lm' dy* とあるから、逐語訳をすると、〈この神殿を建てるために、あなたたちがそのユダヤ人の長老たちにしなければならないことについて命令を下す。〉となり、命令の内容は次に続く。

エズ 6: 8b

“その経費はユーフラテス西方からの税収による国費によって賄われ、滞りなく正確にそれを彼らに与えよ。”

ここから命令の内容が叙述される。“滞りなく”と“正確に”がともに“与えよ”の副詞として理解されている。“正確に”と訳された *'sprn'* についてはその構文上の位置から *thw' mtyhb'* 「与えられるべし」にかかることは問題がない。しかし文末の *dy l' lbtl'* は確かに不定詞の目的語がなく、必ずしも明

解ではないが、マソラは *pa^{cc}el*, つまり使役の意味にとっているので、むしろ、「(建築作業を)滞らせないように」と理解するほうが構文上も文脈上も無理がないように思われる。逐語訳を試みると、〈その経費は、ユーフラテス西州の税収からなる国庫の中から、これらの人々に十分に与えられるようにして作業が滞らないようにせよ。〉となる。

エズ 6: 9

“天にいます神に、焼き尽くす献げ物としてささげるために必要な雄牛、雄羊、小羊、それに小麦、塩、ぶどう酒、油をエルサレムの祭司たちの要求に従って、毎日欠かさず与えなければならない。”

従来、「燔祭」と訳されていた *lwn* が新共同訳では“焼き尽くす献げ物”となった。この訳語を含めた祭儀用語の訳語の問題点については、既に十分な検討がなされている¹⁸⁾。ここで付言すれば、*l'wn* という前置詞句が、更に同義の動詞を重ねて“焼き尽くす献げ物としてささげるために”と訳されているが、余りにも冗長ではないだろうか。この節の動詞を“与えなければならない”と能動表現にするなら、やはり主語が必要。しかし *lhw'mtyhb lhm* は前節同様受動表現で主語を明示しない言い方なのだから、〈彼らに与えられるべきである〉となる。節全体は *lwn* に使用される犠牲動物のリストのほか、*lwn* に直接関係しない小麦以下の産物のリストにまで「必要なもの」が拡張されているせいか、あるいは、これと小麦以下が同時に付加されたせいか、原文は一義的ではない。しかし、校訂せずに一貫して読もうとすれば、節の始めの *wm'hšhn* を、新共同訳のように前半のリストに限定せず、両リストにかかるように読んだ方が、拡張された意図に沿っているのではなかろうか。私訳を提示すると、〈天にいます神への燔祭としての雄牛、雄羊、小羊、更に小麦、塩、ぶどう酒、油など何でも必要なものは、エルサレムの祭司たちの要求に従って毎日欠かさず彼らに与えられるべきである。〉となる。

エズ 6: 10a

“供え物”

nyhwhyn の訳語としては余りに抽象的である。同じ語がダニ 2: 46 で“香”と訳されているが、これも不十分。ヘブル語部分では相当する語が創 8: 21, 出 29: 18 などで“^{なだ}宥めの香り”と訳されており、統一が必要。口語訳もエズ 6: 10 は「こうばしい犠牲」とし、ダニ 2: 46 は「薫香」で不統一。

エズ 6: 10b

“幸福な人生を願って”

ここは有名なキュロス・シリンダー (Cyrus Cylinder) と並行する箇所。*lhyy* を文語訳は「生命^{いのち}のために」、口語訳は「長寿を」とし、今回の訳に至っているが、文語訳が一番原意に忠実で、口語訳や新共同訳は解釈を入れた分、意味が限定されている。

エズ 6: 12a [部分]

“王や国”

原文 *kl mlk w'm* は正確には「どんな王や(国)民」。

エズ 6: 12bβ

“命令どおり実行せよ。”

“命令どおり”は既述の '*sprn*' の訳。但しここも動詞は受動表現。〈厳格に行われるようにせよ。〉はどうだろうか。

エズ 6: 14b [部分]

“ペルシアの王キュロス、ダレイオス、アルタクセルクセス”

原文では“ペルシアの王”は最後のアルタクセルクセスだけにかかる。すなわち、「キュロス、ダレイオス、ペルシアの王アルタクセルクセス」である。

エズ 7: 11

“……エズラに、アルタクセルクセス王は親書を送った。”

次の12節から再びアラム語に戻る。ここはヘブル語部分なので少々逸脱するが、次に続くアラム語部分と密接に関連しているので触れておきたい。新共同訳は構文を変更しているので部分的になるが、ここで使用された訳語“送った”が適切かどうかを考えてみたい。手紙などを送る場合には *šlh* が使われる（例えば、エズ4:11, 5:6）。ここでは *ntn* が使用されており、区別する必要がある。つまり、アルタクセルクセス王は親書を *ntn* 「下賜」したのであり、12節以下に続く親書をエズラは携行した可能性をも含意しているのである。

エズ7:12

“諸王の王であるアルタクセルクセスは、天にいます神の律法の書記官、祭司エズラに心からの挨拶を送る。”

ここから“親書”の引用となるがこの12節は発信人、名宛人欄と冒頭の挨拶で当時の書簡形式に基づくもの。上位にある王が最初に、下位にあるエズラが後に続く。発信人を示す前置詞 *mn*、名宛人を示す前置詞 *l/l* の両方が同時に使用される場合もある（例えば *AD*）が、片方だけでも普通。ここでは *mn* がなく、*l* だけの形式。“……は……を送る”というような動詞はない。従って〈諸王の王であるアルタクセルクセス(より)、天にいます神の律法の書記官、祭司エズラへ。〉となる。“心からの挨拶を送る”と訳された *gmyr* については説が分かれる。新共同訳は *BHS* の提案を受け入れ、*šlm* を補い、*gmyr šlm* の訳を試みたものか。直訳すれば〈全き平和を〉となり¹⁹⁾、“祭司エズラに”のところで句点を入れ、独立させるなら、“心からの挨拶を送る。”も悪くはない。

エズ7:13

訳文全体は省略するが個々の訳語が少しずつ正確ではないので私訳を提示する。“明記する”→既述。“わが国”→〈わが王国〉。“イスラエルの人々”→

〈イスラエルの民〉。“祭司”→〈その祭司〉。“レビ人で”→〈レビ人のうちで〉。

エズ 7: 14-16

14 節冒頭の *kl qbl dy* が脱落。13 節で許可されたことの原因として、14-16 節が展開されているので、その両節の接続関係を明示する工夫が必要なのではないか。14 節と 15 節の *mlk'*「王」が“わたし”に変えられているが、ここはわざわざ一人称を避けているところ（例えば 14 節の動詞 *šlyh*、あるいはその読み替えの *šlyht* を見よ）で、口語訳のように「王」と訳した方がよいのではないか。15, 16 節及び 18 節の“金銀”は「銀と金」。こういう順序は、その社会で両金属が担った価値観を反映しているので、原文の順序をそのまま読者に提供した方がよくはないだろうか。エズ 1: 4.6（ヘブル語）では銀と金の原文の順序を、更にすぐ後の 9, 10 節（ヘブル語）でも、金と銀の原文の順序を忠実に再現している。しかし、旧約から新約まで、原文の両金属を逆順にした訳が、散見されるので、翻訳の基準を定めるよう、提案したい。

エズ 7: 17aβ

“穀物とぶどう酒の献げ物”

祭儀用語の訳語の問題点については既に言及したが、ここでも (*w*)*mnht-hwn wnskyhwn* で使用されている二つの祭儀用語（ここでは両語に 3 人称複数の人称接尾辞 *-hwn* がついている）が必ずしも正確に伝えられていない。この訳を「穀物の献げ物」と「ぶどう酒の献げ物」の二つの祭儀用語に理解してくれる読者がどれだけいるだろうか。

エズ 7: 18

“そのほかあなたとあなたの仲間が適切と思うことがあれば、残りの金銀を神の御旨に従って用いてよい。”

構文が変更られてしまったので不定詞句 *lm^cbd* が脱落。逐語訳は〈あなたとあなたの仲間が残りの銀と金で行った方が適切なことは何でも、神の御旨

に従って行いなさい。〉となる。

エズ 7: 19

“託す”→「託された」。

エズ 7: 20a

“その他、神殿に必要なもので費用がかさむなら”

前節で同じ *byt 'lhk* を“あなたの神の神殿”と訳したのなら、ここもそのまま引き継いだ方がよい。“費用がかさむなら”は *lmntn* の訳だろうが、これでは、もし費用がかさまなければ国庫負担にしない、という意味になってしまう。*dy ypl lk lmntn* は、〈あなたが供給する義務を負っている〉あるいは〈供給するに際してあなたに費用負担がかかる〉というのが原意ではないだろうか。20 節全体は、〈そしてその他あなたの神の神殿に必要なもので、あなたが準備しなければならないものは、国庫からの負担にしてよろしい。〉となる。

エズ 7: 21

“天にいます……、このアルタクセルクセス王がユーフラテス西方の全財務官に命令しておく。”

エズ 7: 13 と同様の句 *mny sym t'm* が再び現れるが、ここでは人称接尾辞が代名詞 *'nh* によって強調され、更に王名も加えられている。13 節以下ではエズラ自身への 2 人称単数の命令が中心であり、21 節 a 以下では、“全財務官”らへ向けられた 2 人称複数を中心とする命令に変化している。そこでここでも 13 節同様、「アルタクセルクセス王自身が全財務官に命令を下す。」という 21 節 a を節の冒頭に移し、命令の内容 (21 節 b 以下) を列挙していった方がはるかに判り易くなる。“エズラの要求”は人称接尾辞まで正確に訳せば、「エズラが君たちに要求すること」となり、そうした方が命令の相手の変更されたことがはっきり分かる。22 節には動詞がなく、21 節の命令の

上限が記されているので、21 節 b と 22 節は続けて一つの文に訳すことも可能。新共同訳は 22 節に動詞を補って訳している。

エズ 7: 23aa [部分]

“滞りなく実行しなければならない。”

“滞りなく”と訳された *'drzd'* は古ペルシア語からの借用語。21 節の *'sprm'* も“怠りなく”と訳されているが、元々、否定の意味を含まない語を“……なく”という形に訳すより、最初からポジティブな訳語を当てた方が、すっきりするし、原意に近くなる。動詞も 21 節同様 *yt'bd* なので「忠実に/念入りに実行されねばならない。」という訳を提案する。

エズ 7: 24

“また祭司，レビ人，詠唱者，門衛，神殿の使用人など総じて神殿に仕える者に，”

これに相当するリストがエズ 2: 70, 7: 7 (ヘブル語) にもあり，“神殿の使用人”までは問題がない。最後の *(w)plhy byt 'lh' dnh* を先行するリストとの関係でどのように理解するかが問題。新共同訳の“など総じて神殿に仕える者”は祭司以下のリストをまとめたものとなっているが果してそうだろうか。もう一つの可能性は *plhy* (m. pl. cstr.) を直前の *ntynty'* までとは別の人々を指すとするもの。すなわち「及びこの神殿の〔その他の〕奉仕者」となろう。*plhy* の意味範囲をどこまで拡張できるかはともかく、免税者の範囲を拡張しようという意図が読み取れよう。後者の方が *plhy* に総括的な意味拡張をさせずに済み、文脈にも即しているように思われる。

[以上で、創世記，エレミヤ書，エズラ記のアラム語部分の検討を終える。与えられた紙数が尽きたので，残ったダニエル書アラム語部分の検討，及びアラム語部分全体の翻訳上の諸問題のまとめを次回に取り扱いたい。]

略号

- AD* G. R. Driver, *Aramaic Documents of the Fifth Century B.C.* (Oxford, 1957)
- AP* A. Cowley, *Aramaic Papyri of the Fifth Century B.C.* (Oxford, 1923)
- BHS* *Biblia Hebraica Stuttgartensia* (Stuttgart, 1983)
- BMAP* E. G. Kraeling, *The Brooklyn Museum Aramaic Papyri* (New Haven, 1953)
- DISO* Jean & Hoftijzer, *Dictionnaire des inscriptions sémitiques de l'ouest* (Leiden, 1965)
- HL* Bresciani & Kamil, *Le lettere aramaiche di Hermopoli* (Rome, 1966)
- Segal J. B. Segal, *Aramaic Texts from North Saqqâra* (London, 1983)

註

- 1) 最初の2年間に発表された分に関しては、木田献一「『聖書 新共同訳』発行2周年にあたって—「旧約聖書」を中心とする検討過程と今後の課題—」(『聖書翻訳研究』25号(1991年3月, 6-15頁)に紹介されている。その後、日本基督教学会編『日本の神学』29号(1990年, 214-52頁)で新約部分が、30号(1991年, 171-213頁)で旧約部分が批評されている。旧約に関してはほかに松田伊作「『新共同訳聖書』批評覚書(1)」(『福岡女学院大学紀要』第1号, 1991年2月, 301-22頁), 「同(2)」(同, 第2号, 1992年2月, 327-44頁)が、翻訳理論の問題をも含めて詳細な批評を展開している。本稿成立に際し、この二つの松田論文に大いに啓発されたことをここに記して、松田教授に深甚なる感謝を申し上げます。
- 2) アラム語、アラム人の存在がほとんど知られていなかった事情は、文語訳でこれらの用語が、それぞれ「スリアの語^{ことば}」、「スリア人^{びと}」で代替させられていることから察せられよう。スリア語(=シリヤ語)は、ペシッタ、教父文書等を通して西欧世界に知られていたが、これは、エデッサを中心に初期キリスト教時代に流通した東アラム語方言の一つであり、アラム語の総称としては不適切である。文語訳の創25:20, 申26:5, 王下18:26等を見よ。しかし「アラム」と音訳せざるを得なかった創22:21やホセ12:12などもある。紀元前一千年紀のアラム語の展開については拙稿「釈義ノート—エゼキエル書16章30節a—」(『聖書の使信と伝達』関根正雄先生喜寿記念論文集「聖書学論集」第23巻, 山本書店, 1989年)224-25頁とそこに掲げられた文献を参照。[本稿脱稿後,

- 「アッシリヤ」、「シリヤ」、「アラム」等の用語が、歴史的に古くから誤用されてきた過程を言語学的に解明しようとする論文に接した。西洋の文献での誤用が、そのまま上述の文語訳の誤用に反映された事情が了解できよう。R. N. Frye, "Assyria and Syria: Synonyms", *JNES* 51-4 (1992), 281-85.]
- 3) 文語訳から今回の新共同訳までの文体の問題については、吉本隆明と小川国夫の対談「新共同訳『聖書』を読む」(『新潮』1988年2月号, 186-203頁)での議論を参照。尚、以下では新共同訳を“ ”で、私訳を〈 〉で示す。私訳では出来るだけ新共同訳の訳語を尊重した。
 - 4) 古くはヘロドトス『歴史』(VIII 98, V 52-54)に郵便制度への言及があるが、交換公文の使用言語の問題については今世紀初頭以来発見の続くアラム語パピルスの総合的分析によるべきである。書簡類は B. Porten and A. Yardeni, *Textbook of Aramaic Documents from Ancient Egypt* vol. 1 (Letters), Jerusalem: The Hebrew University, 1986 に集められている。古アラム語から聖書アラム語までのアラム語全般に関する文献が最近一冊にまとめられ、アラム語研究の著しい進展が総覧できるようになった。J. A. Fitzmyer and S. A. Kaufman, *An Aramaic Bibliography Part 1*, Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1992。
 - 5) 公文書としての信憑性については勿論疑問視する学者もある。筆者は1990年秋に開催された旧約学会でエズラ記の書簡類と地の文の統語法に関する比較研究を発表した。結論だけを記すと、書簡類は動詞を後置する東アラム語方言の特徴を示し、地の文では動詞が先行する西アラム語方言の特徴を有する。すなわち、書簡類の統語法は、紀元前5世紀の公文書(AD)のそれに極めて近似しており、後代のエズラ記の編集者(通常歴代史家と呼ばれる)による地の文とは異なるのである。
 - 6) 書簡形式の研究については、J. A. Fitzmyer, "Aramaic Epistolography," *Semeia* 22 (1982), 25-57; P. S. Alexander, "Remarks on Aramaic Epistolography in the Persian Period," *JSS* 23 (1978), 155-70 のみを掲げておく。これらの研究により、エズラ記に引用された書簡類がペルシア帝国時代の書簡形式を踏襲していることが判明しており、1987年の新共同訳には、現在のアラム語学が適切に反映されていることが期待されてよいだろう。
 - 7) ここの(w)k^ont やその変異形 k^ot, k^on などが書簡内で果している機能の考察は、前掲 P. S. Alexander, "Remarks on Aramaic Epistolography," 164 参照。以上のような副詞のほかに、'dyn, b'dyn のような句を逐一訳す必要はないが、これらが原文の中で果している機能には細心の注意を払って文脈を正しく再現する努力が新共同訳には求められているように思われる。
 - 8) この表現法は聖書外では Driver 文書(AD 7: 8)にも使用されており、ペルシア語の影響が認められる。E. Y. Kutscher, "Two 'Passive' Constructions in Aramaic in the Light of Persian," *Proceedings of the International Conference on Semitic Studies held in Jerusalem, 19-23 July 1965* (Jerusalem, 1969), 132-151 参照。
 - 9) F. C. Fensham, *The Books of Ezra and Nehemiah* (Michigan: Eerdmans, 1982), 74。
 - 10) AP 17: 3。
 - 11) 書簡内容の要約は Driver 文書に見られる。H. G. M. Williamson, *Ezra, Nehe-*

- miah* (Waco, Texas: Word Books, 1985), 56 も参照。
- 12) このほかエズ 4: 14 の *hykl'* は “王室” の意味で, 5: 14 では 2 回 *hykl' dy bbl* “バビロンの神殿” への言及で *hykl* が使用されている。
 - 13) エズラ記ヘブライ語部分の *hykl yhw* は 3: 6 で “主の神殿”, 3: 10 で “神殿” と不統一。又, 4: 1 の *hykl (lyhw)* は “(主のために)聖所” と “神殿” 以外の訳語を与えている。
 - 14) エズラ記における *byt yhw* は, 1: 3, 5, 7, 2: 68, 3: 8 で “主の神殿”, 7: 27, 8: 29 で単に “神殿” となっている。このほか五書を除く箇所では王下 3: 1 が “神殿” となっている。
 - 15) 例えば E. M. Cook, “The Orthography of Final Unstressed Long Vowels in Old and Imperial Aramaic”, *Maarav* 5-6 (1990), 66 を参照。
 - 16) キュロス以降のエクバタナに関する歴史記述については R. N. Frye, *The History of Ancient Iran* (München, 1984), 84, 91-92, 124-126 を参照。
 - 17) ある七十人訳写本 (Codex Vaticanus) は, *pht yhwdy' w* を除き, *lsby yhwdy'* を冒頭の動詞 *šbqw* につなげる。そうすると, 7 節全体は〈その神殿の工事をユダヤ人の長老たちに委ね, 彼らにその神殿を元の場所に建てさせよ。〉となり, すっきりする。
 - 18) 前掲松田伊作『「新共同訳聖書」批評覚書(2)』, 338-41 頁。
 - 19) *gmyr* を「完全な」の意味にとることを前提。DISO, 51 頁参照。しかし, ここの *gmyr* の異なる解釈については諸註解書を参照。